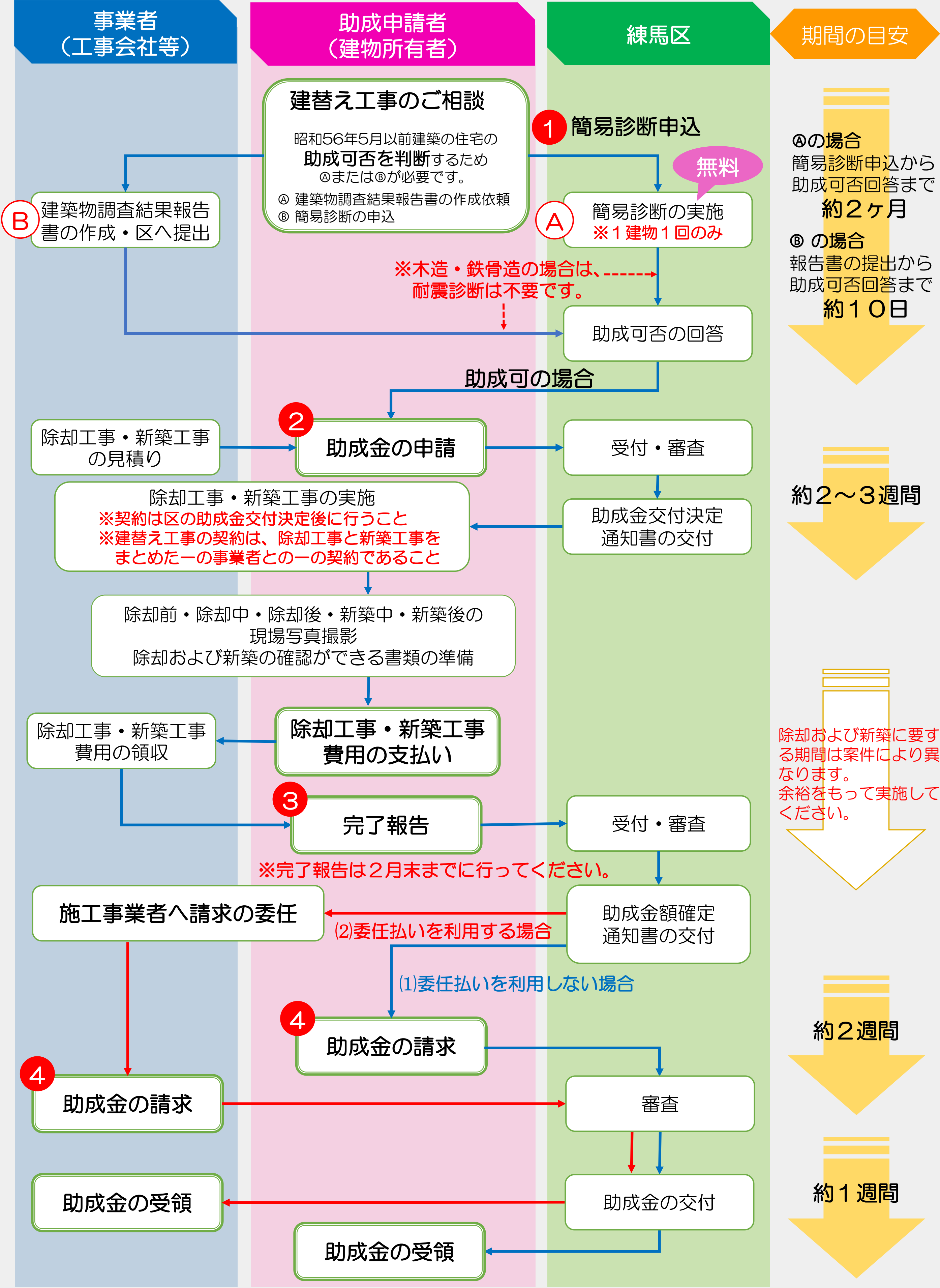


【住宅】 建替え（除却工事および新築工事が対象） 工事助成の流れ（木造・鉄骨造）



【住宅】 建替え（除却工事および新築工事が対象） 工事助成申請の必要書類

①簡易診断申込で必要な手続

簡易耐震診断の申込み方法
練馬区役所 1 階、15階および各区民事務所にあるパンフレット「建築物に係る耐震支援制度の手引き」に添付された申込ハガキまたは区ホームページからお申込みください。

②助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
☐	耐震化促進事業助成金交付申請書（第 5 号様式）
☐	簡易耐震診断結果報告書もしくは建築物調査結果報告書の写し
☐	建築物の所有者であることを証明する書類
☐	除却後の新築建物を練馬区耐震化促進事業助成要綱第 5 条第 6 項第 4 号の建物とすることについての同意書 ※要件については、別紙「【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項」ご確認ください。
☐	工程表（除却工事から新築工事に要する期間がわかる書類）
☐	見積書（除却工事費用・新築工事費用の見積り）の写し ※既存建物所有者または既存建物所有者の 2 親等以内の親族宛てのもの ※建替え工事の契約は、除却工事と新築工事をまとめた一の事業者との一の契約にしてください
☐	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
☐	【既存建物の所有者に共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
☐	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など
☐	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
☐	【申請手続きを委任する場合】 ・委任状
☐	【既存建物の所有者と除却工事や新築工事の契約者が異なる場合】 ①助成金の申請、請求および受領が代表で交付申請を行う者になることについての同意書 ②申請者や契約者が建築物所有者の2親等以内の親族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し ※要件については、別紙「【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項」ご確認ください。
☐	【障害者等居住住宅の場合】 ・住民票の写し ・下記に掲げるいずれかの者であることを証明する書類の写し ①護保険法（平成 9 年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者 ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ③東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受けている者 ④精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【住宅】 建替え（除却工事および新築工事が対象） 工事助成申請の必要書類

③完了報告で必要な書類

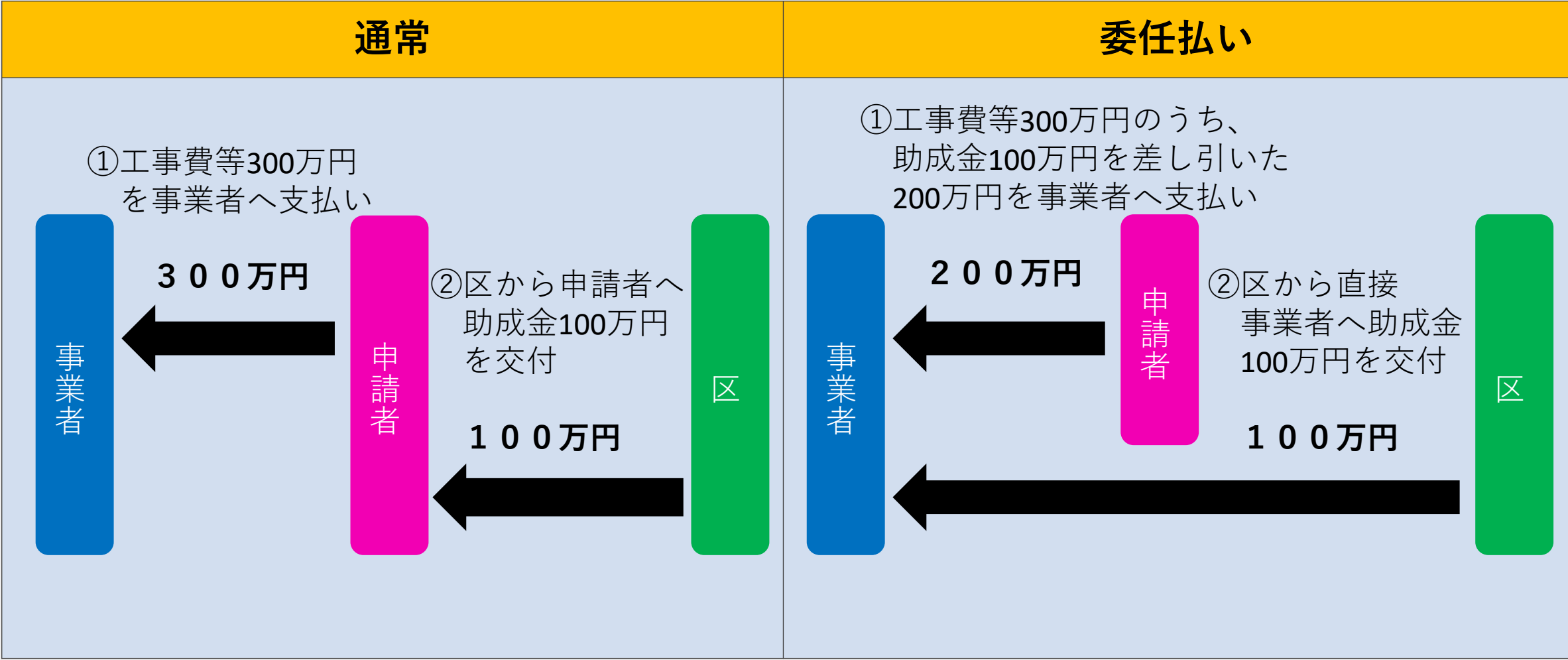
チェック	提出する書類
☐	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
☐	領収書等（除却工事費用・新築工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します ※既存建物所有者または既存建物所有者の2親等以内の親族宛てのもの 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用・新築工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
☐	契約書や注文書・請書等（建替え工事契約を証する書類）の写し ※申請者と事業者の契約書
☐	除却を確認できる書類の写し （建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）※いずれか1部
☐	除却前、除却中、除却後、新築中、新築後の現場状況が確認できる写真
☐	確認済証・確認申請書（第3・4面）・検査済証の写し
☐	除却後の新築建物に感震ブレーカーが設置されたことが分かる書類の写し または耐火建築物等に適合していることが確認できる書類の写し
☐	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

④助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	請求書（口座振替依頼欄付）
☐	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは
助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合



【住宅】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成申請の注意事項

新築する建物の条件

チェック	条件
☐	以下のいずれかの住宅であること ・一戸建ての住宅 ・長屋 ・共同住宅（耐火建築物または準耐火建築物で、延べ面積が1,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が原則3以上の共同住宅は除く） ※店舗等の用途の床面積が延べ面積の1/2未満の場合も可
☐	東京都建築安全条例第7条の3第2項に規定する構造であること
☐	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと
☐	設置する分電盤のすべてに下記のすべてを満たす感震ブレーカーを設置すること ・分電盤タイプ ・一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定で定める構造および機能を有するもの ・一般社団法人日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定制度による認証マークのあるもの ※耐火建築物等の場合は不要

既存建物の所有者と除却工事や新築工事を行うものが異なる場合の要件

契約		申請者	
除却工事	新築工事	既存建物所有者	2親等以内の親族
既存建物所有者	既存建物所有者	申請可（①②不要）	申請不可
既存建物所有者	2親等以内の親族	申請可 ①（2親等以内の親族の同意書） および②が必要	申請可 ①（既存建物所有者の同意書） および②が必要
2親等以内の親族	2親等以内の親族		

助成金額の算出について

助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率	助成限度額
住宅	①57,000円/㎡	助成対象費用の2/3	225万円
障害者居住住宅	①57,000円/㎡	助成対象費用の3/4	290万円
※除却工事費用（見積書）+新築工事費用（見積書）と、①で計算した費用のどちらか低い額に助成率を掛け合わせた額と助成限度額を比べてどちらか低い額が助成額 ※①の平米数は、既存建築物床面積（適法部分）の合計			